

消防の充実



市民の生命・身体・財産を災害から保護し、安全・安心に暮らせる県都を目指し、発生が危惧される南海トラフ巨大地震や、複雑多様化する消防業務に的確に対応し、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

そのために、施設・資機材等の整備といったハード面のみならず、消防職員一人ひとりの能力(ソフト面)の向上を図っていきます。

■消防防災拠点施設の整備

老朽化した消防庁舎を順次整備

中消防署西分署及び訓練施設の整備に着手



■資機材の整備

老朽化した車両等を更新し、消防力の維持向上を図ります。



【令和7年度予算 96,682千円】

- ・高規格救急自動車 1台
- ・水槽付消防ポンプ自動車 1台

■職員研修の充実

職員個々のスキルアップ、人的資源の有効活用を図るとともに、今後予想される社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応していく人材を育成し、組織全体のボトムアップを図ります。

【派遣研修】

- ・学校研修・・・消防大学校、三重県消防学校
- ・資格取得・・・潜水士、第1種衛生管理者、予防技術検定、第1級陸上特殊無線技士等
- ・他機関研修・・・東京消防庁及び大阪市消防局等への実務研修、緊急自動車安全運転研修等

【部内研修】

- ・新規採用職員研修、初任科教育に係る所属研修、配属前研修、フィードバック研修、高度・特別救助隊員候補者育成研修、救助隊員候補者基礎研修、水難救助隊員候補者育成研修等

■消防音楽隊

津市消防音楽隊は、昭和50年に発足し、令和7年度には創立50周年を迎えます。

令和元年度からは学生機能別団員と共に、「市民の皆様と消防を結ぶ音の架け橋」として活動しています。



消防力の強化

発生が危惧される南海トラフ巨大地震や、大規模な風水害等に対応するための施設整備と消防団の組織力向上に取り組みます。また、消防団員の安否確認・伝達体制を強化し、あらゆる災害に備えます。

■消防防災拠点施設の整備

・消防団施設等の整備

消防団施設等は、老朽化や機能不足の解消を念頭に、地域の特性などを考慮して、統合強化や施設の複合化等、計画的な整備に取り組みます。

■消防車両・資機材の整備

・時代に即した形で更新し、消防力の維持・向上に努めます。

【令和6年度更新車両】

・ポンプ車	1台	車両部品の不足等のため、ポンプ車3台、積載車1台の更新を令和7年度へ繰り越します。
・積載車	4台	
・軽積載車	3台	
・軽広報車	1台	

【令和7年度更新予定】

・ポンプ車	3台	(令和6年度繰越分)
・積載車	1台	(令和6年度繰越分)



■消防団の活性化

- ・インターネットをはじめ、各種メディアを活用した消防団活動のPRを行い、若年層や女性層を中心とした消防団への加入促進に取り組みます。
- ・学生機能別団員など、若年の団員を増員することで、消防団の活性化を図ります。
- ・近年の救急出動件数増加の影響による救急車現場到着時間の延伸傾向への対策、消防団員数減少に対する消防団員の確保、日中における消防力の空洞化解消を図る目的で、令和5年11月1日に事業所機能別団員(FAM)を創設しました。
令和7年度は3事業所30人の新規入団を目指します。

■消防団の訓練

- ・地域特性や、昨今の災害の多様化を踏まえ、災害現場で役立つ訓練を実施するため、訓練内容の検討を進めます。

■安否確認・伝達体制の強化

- ・大規模災害時の消防団員の安否確認や災害時の招集など、情報伝達機器を活用して、有事即応体制の堅持に努めます。

■団員研修

- ・消防団員の災害対応力や資質向上を図るため、教養、訓練の充実や三重県消防学校等への研修派遣を推進します。

ポンプ車



積載車



住宅防火の促進

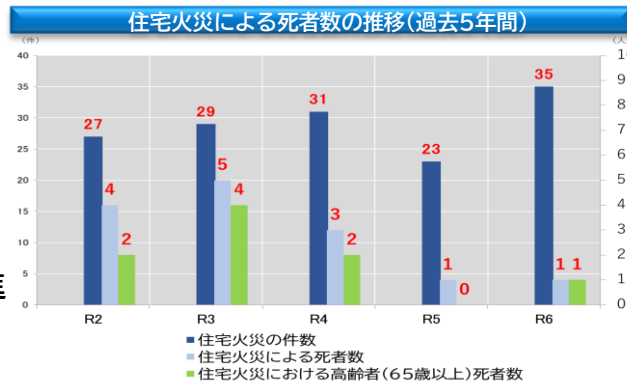
■火災による死者をゼロに！

<住宅用火災警報器の設置率を向上>

設置率73%(令和6年6月1日現在)の更なる向上と設置が義務化されてから10年以上が経過することから適正な維持管理を促進します。



夜間に発生した市内の住宅火災



<高齢者の防火対策>

住宅火災で亡くなる人の約7割が65歳以上の高齢者であることから高齢者世帯への住宅防火対策を推進します。

スペシャリスト職員の育成

■違反是正要員の養成

<違反是正の推進>

消防庁長官が定める予防技術資格者を養成し、立入検査及び違反是正を推進します。

■火災調査要員の養成

<火災原因の究明>

火災調査要員を養成し、よりの確に火災原因を究明することにより今後の火災予防に反映させます。



火災現場での原因調査

違反対象物の公表制度

■違反対象物を公表中

<安心して建物を利用できるように！>

利用者が火災の危険性に関する情報を入力し、安心して建物を利用することができるように、重大な消防法令違反が認められる建物を津市のホームページで公表しています。



津市 公表

検索

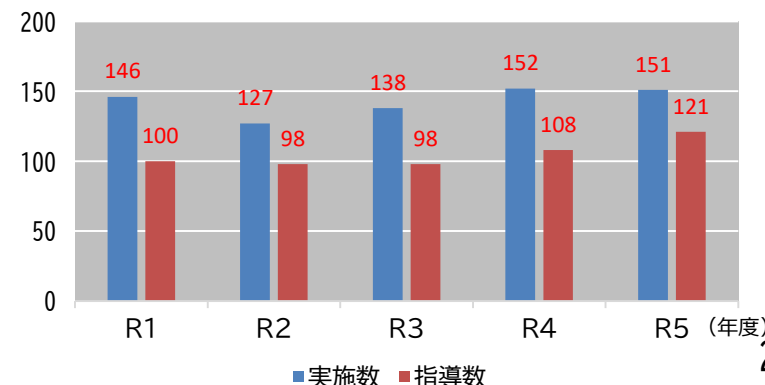
危険物施設に対する査察

■危険物施設の事故を未然に防止するため計画的な立入検査を実施

<危険物施設における火災と流出事故をゼロに！>

危険物施設(R6.4.1現在、867施設)の維持管理状況を検査し、不備事項に関しては、早急に改善するよう指導しています。

危険物施設の立入検査実施状況(過去5年間)



消火体制の充実

■先端技術を有する消防車両の配備

<CAFS(圧縮空気泡消火装置)搭載消防車の配備>

消火作業時の放水による水損を少なくするため、少量の水でも効果的に消火できるCAFS搭載の消防車を導入しました。

<大型水槽付消防ポンプ自動車の配備>

震災等で消火栓が寸断した場合においても、初動対応としての有効な放水量が確保できる大型水槽・高性能ポンプを有する消防車を導入しました。

【搭載した主な機能】

- ・大容量水槽(8t) ・A-1級ポンプ
- ・高輝度照明器具 ・ネットワーク型散光式警光灯 など



中消防署へ導入した大型水槽付消防ポンプ自動車

消防水利の充実

■耐震性防火水槽の整備

<大規模地震災害に備えた計画的な整備>

耐震性防火水槽は、震度6弱の強振動にも耐える設計になっており、貯水量40m³型、60m³型の地下式を中心に整備しています。

基準 ⇒ 消防水利基準

< >内は耐震性防火水槽(内数)

(簡)は簡易水道に設置された消火栓(内数)

市内の消防水利の現況(R6.4.1現在)

水利区分	合計	消 火 栓			防 火 水 槽		
		小計	基準 適合	基準外	小計	基準適合	
						100m ³ 以上	20m ³ ~ 40m ³ 未満
管内合計	8,650	7,534	4,520	3,014	1,116	855	261
						11	844
	<234>(簡545)	(簡545)		(簡545)	<234>	<10>	<224>

救助体制の充実

■専門部隊の充実強化

<高度救助隊の配置>

高度救助隊は、南海トラフ地震などの大規模地震に対応するため、特別な教育を受け体力的に優れた隊員及び特別な車両・資機材で構成した隊として久居消防署に配置しています。また、中消防署に配置した特別救助隊も、高度な救助資機材を駆使する救助隊として運用しています。

高度な救助資機材

- ・電磁波探査装置
- ・地中音響探知機
- ・画像探査機
- ・熱画像直視装置
- ・夜間用暗視装置
- ・地震警報器



中消防署へ導入した救助工作車Ⅲ型

救助概況

区 分	令和6年	令和5年	増減
出動件数	186	209	▲23
活動件数	131	141	▲10
救助人員	119	140	▲21

▲印は減を示す

防災・減災の普及啓発

■災害時における自助・共助に係る技術普及

<消防防災指導センターによる指導>

自治会、自主防災協議会及び事業所等で、各種訓練指導を実施しています。

- ・消火訓練
- ・震災対応訓練
- ・救急法
(心肺蘇生法、AEDの使い方) 等



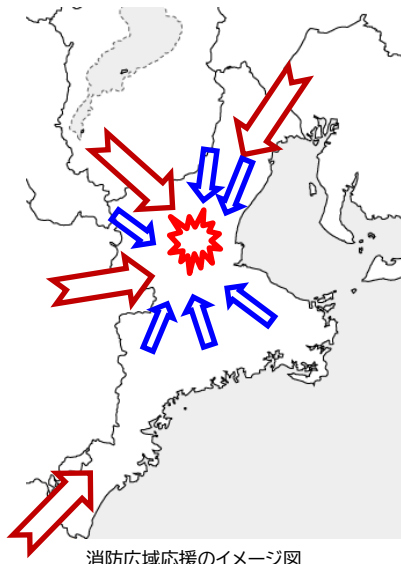
市内で大規模災害発生時の消防応援体制

■広域的な消防応援体制

<三重県内及び全国の消防本部から応援>

市内で大規模な災害が発生し、津市の消防力では対応が困難な場合は、三重県内消防相互応援協定に基づき、県内の消防本部が応援出動します。

また、県内の消防力でも対応が困難な場合は、三重県知事を通じて総務省消防庁に緊急消防援助隊の出動を依頼し、隣接県の消防本部等が応援出動します。



消防広域応援のイメージ図

<合同訓練による連携強化>

大規模地震災害を想定し、実災害に酷似した状況下で、他市消防本部等との合同訓練を実施することにより、他機関との連携強化を図ります。

<拠点機能形成車の配置>

拠点機能形成車は、100人規模での宿営が可能な資機材を積載した消防応援活動を支える拠点を形成する車両です。また車両後部を拡幅して、広さ約40㎡の空間が確保でき、隊員の休憩所や指揮本部となります。



【車両拡幅時の車内の様子】

【車両の主な仕様】

- 全長：約12.0m
- 全幅：約2.5m
- 全幅幅：約4.5m
- 全高：約3.6m
- 最大積載重量：4.6t



【拠点機能形成車資機材】

緊急消防援助隊の継続的な強化

■緊急消防援助隊とは

<阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ創設>

緊急消防援助隊は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設され、平成15年6月に消防組織法の改正により法制化されました。

【緊急消防援助隊の主な出動事例】

◎平成23年3月 東日本大震災

○平成27年9月 関東・東北豪雨

○平成28年4月 熊本地震

○平成29年7月 九州北部豪雨

◎平成30年7月 平成30年7月豪雨

○令和元年10月 令和元年東日本台風

○令和2年7月 令和2年7月豪雨

○令和3年7月 令和3年7月1日からの大雨

◎令和6年1月 令和6年能登半島地震

○令和6年9月 令和6年9月奥能登豪雨

※「◎」は三重県大隊として、当消防本部も出動



能登半島地震



東日本大震災



能登半島地震

■緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練

<近畿ブロック・中部ブロック合同訓練への積極的参加>

緊急消防援助隊は、多数の都道府県大隊並びに自衛隊・警察等の他機関との連携強化を図るため、毎年、全国の6ブロックで大規模訓練を実施しています。

令和6年度は、10月26日～27日に近畿ブロック合同訓練が京都府福知山市で開催され、救助隊等が参加し、人命救助活動訓練等を実施しました。12月21日～22日には、中部ブロック合同訓練が三重県鈴鹿市において開催され、三重県庁で実施した図上訓練に代表消防本部代行として参加しました。また、鈴鹿サーキット等で実施した人命救助活動訓練に指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等が参加し人命救助訓練等を実施しました。



令和6年度実施 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練の状況(三重県鈴鹿市内)

救急体制の充実

■救急業務高度化の推進

<高規格救急自動車>

車内で高度な救命処置ができる高規格救急自動車を消防署に17台配置し(予備用含む)、市内で発生する救急事案に対応しています。救急救命士による傷病者への静脈路確保や高度な器具を用いた気道確保により救命率の向上を図ります。



<救急ボイストラの導入>

外国人居住者等の増加が予想され、日本語のコミュニケーションが困難な外国人傷病者への円滑な対応を目的として、「救急ボイストラ」(救急隊員用多言語音声翻訳アプリ)を令和元年7月に導入しました。



<12誘導心電図伝送システムの更新>

12誘導心電図伝送システムは、平成29年8月から新システムを導入しており、令和4年8月に更新しました。新システムは、山間部などの電波圏外エリア軽減や、データ管理の秘匿性(クラウド型)といった面においても、従来と比べ、優れたシステムとなっており、救急現場から直接医療機関へ安定した心電図を速やかに伝送することが可能となりました。



<救命講習会の推進>

傷病者の救命効果を高めるためには、バイスタンダー(その場に居合わせた人)によって行われる応急手当が重要であり、市民に対して救命講習会を実施して、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を図ります。

<救急救命士の再教育>

救急救命士の高度な知識と技能の維持・向上を図る目的で、三重中央医療センターER内での病院実習を令和6年5月から開始しました。病院実習は、救急救命士の再教育として位置づけられており、救急医の指導を受けながら様々な症例を経験することで、知識や技術のレベルアップを図ります。また、令和5年4月からは、三重大学医学部附属病院に開設された「三重大学病院ハイブリッドワークステーション」へ救急救命士を派遣しています。救急医療体制の要となる人材育成等を目的として、院内救命士制度を活用した研修を実施しています。

<より強固な救急体制へ>

増加する救急需要への対応と職場環境の整備を図ることを目的として、平日の日中時間帯、機動的に移動する救急隊M.O.A.(Move Over Ambulance)を創設し、令和5年12月から久居消防署を拠点として運用しています。救急出動が多発した場合に、救急空白地域の発生を防ぎ、現場到着時間を約10分短縮するなど、大きな効果を得ているほか、救急救命士の定年引上げ職員や子育て中の女性職員をM.O.A.専従隊員に指名することで、多様な働き方を実現しています。また、今後も出動の増加が予想される救急需要対策として、機動的に移動する救急隊を増やし、令和6年12月1日から中消防署にM.O.A. II を配置して運用を開始しています。



通信指令体制の整備

■安心・安全を支える高機能消防指令センター

高機能消防指令センターは最新の技術を駆使することで、消防車両の位置情報や災害地点をリアルタイムに把握し、通報受付から出動指令まで迅速に行います。

津市消防では、年間2万件を超える様々な災害通報に対して、被害軽減・救命率の向上の観点から、通報受付から現場到着までの時間(レスポンスタイム)の短縮に努め、24時間365日市民の安心で安全な暮らしを守ります。



■消防通信指令業務の共同運用

消防通信指令業務の共同運用については、鈴鹿市及び亀山市と検討を進めてきた結果、消防力の向上や高い費用対効果が見込まれることなどから、3市での共同運用に向けて、令和4年10月28日に3市長による調印式を行い「津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会」を設置しました。

令和5年度には、共同運用に係る実施設計を行いました。

現在、当該協議会が中心となって、令和8年度の消防通信指令業務の共同運用開始を目指し、**整備工事**と所要の事務を進めています。

津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議書調印式



今後のスケジュール

R6・R7
整備工事

R8
運用開始

■最新のシステム・機能の活用

①Live119(映像通報システム)

スマートフォンを活用した119番通報の際に、今起きている災害現場の状況や傷病者の状態などの映像を消防指令センターに伝送するシステムです。



②GPS機能

車載端末のGPS機能を使用し、車両位置情報を把握、災害地点から直近の車両を出動させ、現場到着までのレスポンスタイムの短縮を図ります。



③災害対策用高所カメラ

昼夜兼用高感度・高倍率デジタルハイビジョンカメラを県内で初めて導入。県庁屋上に設置し、災害対策本部へ映像伝送し、状況を確認、早急に災害対応を図ります。



④NET119

Web上で119番通報が可能、音声による119番通報が困難な方でも位置情報、容態を把握し、迅速に緊急出動を行います。



⑤多言語通訳

119番通報時や災害現場において、日本語を話すことができない外国の方と円滑なコミュニケーションが図れます。



災害別119番受報状況

※119番通報により覚知した件数のみを表示しており、実際の災害件数とは異なります。

	合計 (A+B)		A 災 害 通 報				B 非 災 害 通 報						
			火災	救急	救助	警 戒 調査等	火災等の 問合せ	間違い	いたずら	応答なし	訓練 通報	試験 通報	その他
R6	総件数	25,479	124	17,851	186	482	1,969	1,407	126	598	867	1,084	785
	携帯 電話	14,131	93	10,115	130	191	1,321	960	34	465	168	10	644
R5	総件数	26,155	149	17,875	207	508	2,072	2,039	157	594	795	921	838
	携帯 電話	14,541	114	9,771	156	190	1,413	1,539	62	481	159	2	654



Vol.139 (2024.2.1)
Mayor's Column

消防現場が生み出した 新しい救急サービス

津市長 前葉 泰幸



■増え続ける救急出動

津市における令和5年の救急出動件数は1万8,110件を数え、2年連続で過去最多を更新しました。搬送された方の62%が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化の一層の進展により救急需要はさらに高まることが予想されます。

■機動的に待機場所を変更する救急車M.O.A.

津市消防は、特に出動頻度が高い中消防署に救急車を2台配置するなどの対策を講じてきましたが、救急要請が輻輳した場合は隣の消防署から駆け付けることになり現場到着時間の遅れが懸念されます。そこで、昨年12月、市域の中心に位置する久居消防署を拠点に救急空白地域に移動して更なる出動要請に備える「機動的救急隊(M.O.A.)」を創設しました。

■「一秒でも早く駆け付けたい」

県内初、全国的にも大都市数カ所での事例しかない機動的救急隊のアイデアを提案したのは、子育て中の救急救命士です。出産後、日勤で救急統計の管理や救急隊員の再教育などを担当するこの消防職員は、昨年春、データを分析する過程で、救急出動の51%が朝8時から夕方5時までの9時間に集中している点に着目しました。東京消防庁が東京駅に配備する救急車を終電後は眠らないまち新宿駅近くに移動させ救急対応の強化を図っていることにヒントを得て、県下で最も広い市域を管轄する津市で救急需要が多くなる日中に救急隊の機動的な移動配備を行えば、現場到着時間を効果的に短縮できるのではないかと考えたのです。

■スキルと経験を生かす新しい働き方

救急隊は3人で構成されます。消防職員は職場に24時間連続で配備され「日勤夜勤」の隔日勤務体系のもとで働いていることから、新たに1台の救急車を24時間運用するには交代要員を含め9~10人の人員が必要です。総員354人の消防職員の中で新たな人員の確保は難しいものの、救急車の運用を平日の日中に限定し、消防署の職員と消防本部の日勤の職員とで救急隊を構成すれば増員することなく編成できます。即座に試験運用が開始され、出動件数が増加する昨年12月から本格運用が始まりました。

M.O.A.の隊長となったのは発案者の救急救命士です。育児などの理由で24時間勤務が困難であっても任務に就くことが可能な新しい救急サービスは、彼女の後に続く職員たちの働き方の選択肢と可能性を広げ、この春から定年が引き上がる職員の日勤希望者が救急の現場でその豊富な経験を生かす道をも開いたことになります。

新しい働き方を選択した職員を乗せたM.O.A.専用救急車は、美大出身の消防職員がデザインしたハヤブサのエンブレムとブルーのラインをまとい、市内各地を走行しながら救急需要のひっ迫合いを市民に知らせ注意を喚起しています。

■救急車到着前に応急手当を行う消防団員FAM

昨年11月に創設した消防団の「事業所機能別団員(FAM)」も、年々増加する救急需要と消防団員の減少という課題解決に向けた消防の若手職員の取り組みから生まれました。

消防団員には、居住地近くの火事に出動し消火にあたる「基本団員」のほかに、一部の機能、時間帯に特定して活動する「機能別団員」という制度があり、津市では消防団OBと学生の方がその活動を担っています。消防団を担当する職員2人は、事業所の従業員の方々にも機能別団員になっていただき、職場近くで一刻を争う救急事案が発生し救急車がすぐに到着できない場合に、いち早く現場に駆け付け、応急手当を実施して救命率の向上を図る施策を練り上げました。

FAMの出動範囲は徒歩で5分、走って3分の半径おおむね300メートル。活動は就業時間中に限られます。事業所近隣の火災発生時の後方支援や大規模災害時の避難誘導や応急救護支援活動にも当たっていただくことから、社員の活動は企業の社会貢献にも繋がります。

その第1弾として津中央郵便局がご賛同くださり、昨年11月、内勤の14人がFAMとして津市消防団に入団されました。

■市民の命と安全を守る

今年の消防出初式は、元日の能登半島地震により災害への備えの重要性が再認識され、例年に増して緊張感をもって挙行されました。式典後の訓練披露に登場したのは、FAMに任命された3人とM.O.A.の隊員です。心停止症例を想定し、本年3月からの出動に備える3人が落ち着いてAEDを用いた心肺蘇生措置を行い、到着した救急隊に応急手当の内容を正確に引き継ぐと、救急救命士の指示を受け、隊員が迅速に搬送体制を整えていきます。真剣に命と向き合う頼もしい様子は被災地で救急救命活動に従事する消防の姿に重なり胸に迫るものがありました。

三重県の支援先である石川県輪島市などの被災地には津市から、緊急消防援助隊、避難所や給水活動、下水道施設復旧の対応職員、応急危険度判定士などが次々と支援に入っています。被災地の復興を祈念するとともに、職員が一丸となって地震や台風などの自然災害と火災や急病などあらゆる緊急事態への対応力を高め、市民の皆さまの救命と安全確保に努めてまいります。

●概 要

位置 美杉町下之川4134番地
 事業区域面積 約40ha
 埋立面積 約1.2ha
 埋立容量 約18万³m (約9万³m×2槽)
 埋立期間 15年
 ※第1期(約9万³m)を平成28年4月1日から供用

●処理対象物

津市リサイクルセンターで破碎・選別処理後、資源化できなかったごみのうち、燃やせないものを埋立とする。(主に陶磁器類、ガラス・鏡類、化粧品・消毒用のびんなどを細かく砕いたもの)

●施設の特徴

周辺環境への影響に配慮した、安全・安心な施設

- ① 埋立槽を屋根で覆ったクローズド型
鉄筋コンクリート製の埋立槽を屋根で覆い雨水の侵入やごみの飛散を防ぐ。内側に遮水シートを敷設し、漏水検知システムで万一の漏水を監視。
- ② 埋立ごみを洗浄して早期安定化
ごみを洗浄してから埋め立て、埋め立て後は、埋立地に散水を行う。
- ③ 使用した水は浄化処理して循環利用
洗浄や散水で使った水は浄化し、全て施設内で循環利用し、施設外には一切放流しない。

●事業費

約93億円 第1期完成まで65億円
 財源 循環型社会形成推進交付金 14億円
 合併特例事業債 45億円
 一般財源 6億円

●事業経過

平成20年度 施設整備基本計画策定
 平成21～24年度 環境²入、調査・測量・設計、用地買収
 平成25～27年度 第1期(約9万³m)建設工事
 環境²入モエタリク³
 平成28年度～ 第1期(約9万³m)供用開始
 環境²入モエタリク³、第2期取組



■主な周辺整備

●主要地方道一志美杉線(矢頭)道路改良【三重県事業】

矢頭峠バイパス関係 L=1.9 km (うち矢頭トンネル L=1,637m)
 事業費 36億円
 ※市負担(22.5%) 8億円
 (財源: 県補0.3億、合併特例事業債7.2億、一般財源0.5億)
 〈H27.8.17供用開始〉

●(仮称)下之川バイパス道路整備

L=5.7 km 〈H28.4.1、H28.5.21、R3.3.26一部供用開始〉
 事業費 62.4億円(H21～R5)
 (財源: 国交付金17.5億円、過疎対策事業債30.8億円、一般財源14.1億円)

●下之川住民交流センター整備

木造平屋建、建築面積478.85²m、会議室、温浴施設ほか
 事業費 4.2億円
 (財源: 国交付金0.4億円、過疎対策事業債3.1億円、一般財源0.7億円)
 〈H28.4.1供用開始〉

津市白銀環境清掃センター跡地の状況
(安定化対策)

昭和48年の開設以来、43年間の長きにわたって、津・安芸と久居・一志の11市町村のごみ 307万立米を14.9haに埋め立ててきました。ここまで長期間の受け入れを可能にしたのは、何より地域の方々が2度の埋め立て期間の延長にご同意くださったおかげにほかなりません。そのような津市白銀環境清掃センターは、平成28年3月31日をもって閉鎖しました。

今後は、早期安定化対策や浸出水処理を継続的に実施するなど、引き続き適正管理を実施していきます。また、跡地の有効利用を図るため、第1期処分場については、公園整備を、第2期処分場については、メガソーラー発電事業用地として貸し付けています。

津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業

第2期処分場が安定化するまでの跡地の有効利用策として、「津市白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業」の用地として事業者へ貸し付け。

【事業概要】

事業者 いちごECOエナジー株式会社
(東京都千代田区)

発電能力 1,998kW パネル設置枚数 9,984枚

事業着手 平成29年7月(設置工事開始)

運転(発電)期間 20年間

令和5年度売電量 3,760,072kWh

地域貢献 環境教育等の取組のため売電収入の2%を市に寄付。

令和5年度寄付金額 1,804,100円



早期安定化対策

一般的に最終処分場は、埋立終了後ガスが出なくなったり、埋立地内の水(浸出水)がきれいな状態となる(安定化)まで、数十年かかります。その間、浸出水処理施設をずっと稼働させ、浸出水を処理する必要があります。



早期に埋立地を安定化させるため、全国で初めて本格的な霧状酸化剤注入装置を第1期処分場に導入



第1期処分場の開放へ向けた整備着手
(平成28年度～)



第2期処分場への一部導入開始
(平成28年度～)

霧状酸化剤注入装置



霧状酸化剤注入装置とは、過酸化水素等の酸化剤を霧状にして最終処分場内部に直接注入し広範囲に拡散させることにより硫化水素、メタンガス等のガス処理や埋立物等に付着した

有機性汚濁物質の分解、浸透水中のCOD、BOD濃度の早期低減化を実現する早期安定化技術です。

第1期処分場公園整備

平成28年度から平成30年度

施設解体工事及び公園整備実施

施設解体工事費 1億6,800万円

公園整備工事費 3,850万円

公園整備に向けた植栽等着手後、ガスの発生が認められたため、一般開放を見送り、早期安定化対策後に公園整備を実施し、平成30年4月から一般開放を実施。



平成28年4月1日号 広報津より



Mayor's Column

ありがとう、白銀。
お世話になります、下之川。

津市長 前葉 泰幸



「津市白銀環境清掃センター」の埋立処分場が、本年3月末をもってその役割を終えました。昭和48年の開設以来、43年間の長きにわたって、津・安芸と久居・一志の11市町村のゴミ307万立米を14.9haに埋め立てたことになります。環境問題への関心が高まりゴミの減量やリサイクルの推進などで処分場の延命化を図る時代が到来したとはいえ、ここまで長期間の受け入れを可能にしたのは、何より地域の方々が2度の埋め立て期間の延長にご同意くださったおかげにほかなりません。片田田中町自治会、野田第1自治会、野田第2自治会をはじめ片田地域の住民の皆さまのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

白銀に代わる新しい最終処分場の建設に向けた検討が開始されたのは、白銀第1期処分場の埋め立てが完了し、第2期の供用が始まったところのことでした。次期処分場は久居・一志地域において確保するという合意が11の市町村長の間で結ばれたのは平成6年11月、今から20年以上も前になります。しかしながら、その10年後嬉野町が松阪市との合併のために離脱し、残る10市町村が新・津市となった平成18年になってもまだ候補地の選定作業は難航していました。市民にとってなくてはならない施設であっても、新規に最終処分場を設

置することは近年ますます困難になってきているのです。

それでも、白銀第2期埋立処分場の切迫状況や新処分場の整備に要する期間を考えると、一刻の猶予もありません。事情をご説明して白銀の地元自治会に埋め立て期間の延長にご同意いただき、平成19年秋、新たに公募による候補地の選定を開始しました。ゴミの減容による施設面積の縮小化と技術の進歩による最新鋭設備の導入も一助となって、ありがたいことに美杉町下之川の皆さまが施設の受け入れにご理解を示してくださいました。こうして平成20年の暮れ、下之川自治会連合会との合意のもと建設地がようやく決定したのです。

新しい最終処分場は周辺環境に最大限配慮した、これからの時代にふさわしいものとなっています。埋立槽を屋根で覆うクロズドシステムを採用し、ゴミの飛散やガスの拡散などを防ぎます。内面は二重の遮水シートと漏水検知器で安全性を確保します。

埋め立て処分するのは、リサイクルセンターで選別破碎された後の不燃残さ(陶磁器、ガラス、鏡、化粧品や消毒用のびん等)に限られます。埋め立て前に付着した有機物等を洗い流し、埋め立て後も散水をしてガスや臭気を抑えながらゴミの早期安定化を図ります。使用した水や埋め立てゴミからの浸出水は全て浄化处理されて再び洗浄水や散水となる循環利用方式です。施設外への放流は一切ありません。このシステムを採用するのは、自治体で作る一般廃棄物最終処分場の中では全国初となります。

新処分場の正式名称は「津市一般廃棄物最終処分場」。平成28年4月1日、本日より稼働開始です。

8.環 境 8-(2) リサイクルセンター

地域の自然環境、生活環境に配慮したリサイクル施設とするとともに、市民がリサイクル・ごみ・新エネルギー・自然などの環境について学習する場となる拠点施設を整備しました。

●概 要

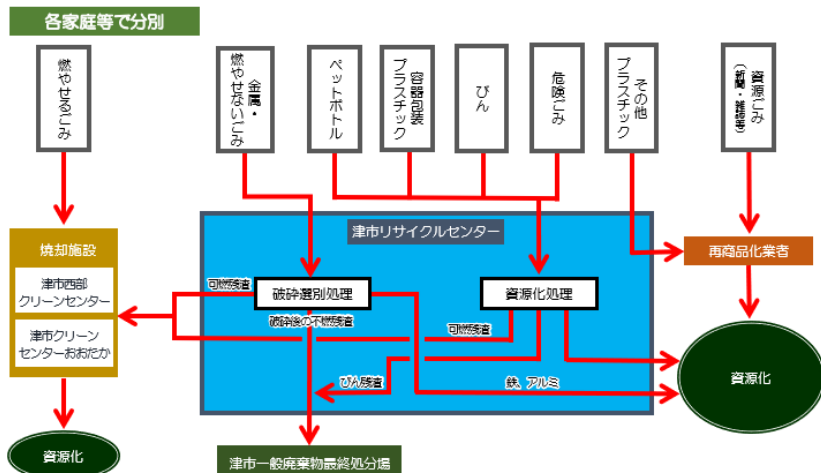
建設地場所 津市片田田中町地内
施設規模 全体施設能力89t/日
造成面積 約40,000m²
処理の概要 ごみを資源化するため、破碎・選別・圧縮梱包などの中間処理を行います。

●事業費

48億円

財源内訳

循環型社会形成推進交付金 14億円
 合併特例事業債 30億円
 一般財源 4億円



自然区域ゾーン
 遊歩道や東屋を設置し、里山を散策できます。

ビジターセンター

自然区域ゾーンの入口に配置し、自然環境学習の拠点施設



リサイクルセンター工場棟

車庫棟



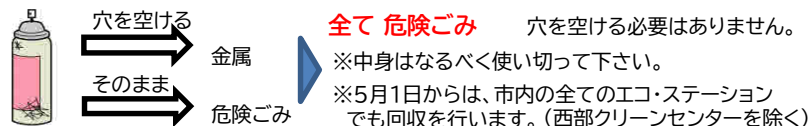
管理棟

(1階 事務所)
 (2階 環境学習センター)
 2階環境学習センターは、3Rの啓発施設

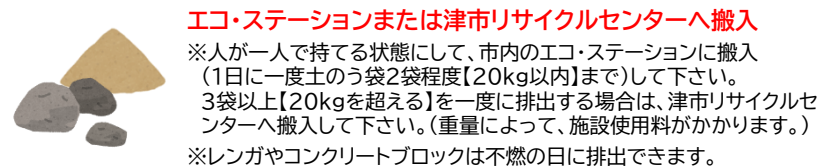
①金属と不燃(燃やせないごみ)は同じ日に収集します。



②スプレー缶は全て「危険ごみ」の日に排出して下さい。



③石、砂、土は家庭ごみ一時集積所に排出できません。



エコ・ステーション	搬入できる日時	受入品目
明神リサイクルストックヤード (久居明神町2108番地1)	毎週水・土・日曜日 8:30~16:30 ※12月29日~1月3日を除く	容プラ、他プラ、びん ①の品目 ②の品目 (5月1日~)
芸濃エコ・ステーション (芸濃町北神山1450番地)	毎週水・日曜日・12月29日・30日 9:00~16:30(12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く	金属(50cm角以内のもの)、自転車 危険ごみ ①の品目 ②の品目 (5月1日~)
一志とことめエコ・ステーション (一志町田尻345番地1)	毎週土・日曜日・12月29日・30日 9:00~16:30(12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く	①の品目 ②の品目 (5月1日~) ※不燃の受け入れはしません。
西部クリーンセンター (片田田中町1304番地)	毎週月~金、日曜日・12月29日・30日 9:00~12:00、13:00~16:00 ※祝・休日、12月31日~1月3日を除く	羽毛製品 (ダウン率が50%以上のもの) ①の品目
河芸エコ・ステーション (河芸町久知野392番地)	毎週火・木・土・日曜日・12月29日・30日 8:30~16:30(12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く	① 新聞、雑誌・雑紙 ダンボール 飲料用紙パック 衣類・布類 ペットボトル 小型電子機器 令和6年5月1日~
香良洲エコ・ステーション (香良洲町3958番地9)	毎週月・火・木~日曜日・12月29日・30日 7:30~12:00、13:30~16:45 (12月30日は12:00まで) ※12月31日~1月3日を除く	② 石・砂・土 危険ごみ

令和6年5月1日からごみの排出方法が変わります

④ソファ、マットレスは大きさによって排出方法が変わります。

ソファの排出方法



ソファ	1m未満	3人掛け以下	4人掛け以上
スプリング	無し 可燃	金属・不燃	津市リサイクルセンターへ持ち込み
	有り	金属・不燃	

●スプリングなしの場合

1m以上のもの ⇒ 自己搬入
1m未満のもの ⇒ 可燃

●スプリングありの場合

3人掛けより大きいもの ⇒ 自己搬入
3人掛け以下のもの ⇒ 金属・不燃

マットレスの排出方法



マットレス	1m未満	ダブルサイズ以下	クイーンサイズ以上
スプリング	無し 可燃	金属・不燃	津市リサイクルセンターへ持ち込み
	有り	金属・不燃	

●スプリングの有無に関わらず

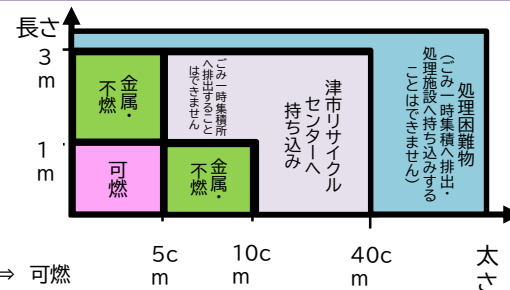
ダブルサイズより大きいもの ⇒ 自己搬入
ダブルサイズ以下のもの ⇒ 金属・不燃

ただし、ウレタンマットレスなど、スプリングが含まれておらず、
1m未満に出来る場合は、「燃やせるごみ」の日に排出して下さい。

⑤木材、丸太・切り株は大きさによって排出方法が変わります。



※分解・解体した木製家具を含む



○太さ[5cm未満]で長さ[1m未満] ⇒ 可燃

○太さ[5cm未満]で長さ[1m以上~3m未満] ⇒ 金属・不燃

○太さ[5cm以上~10cm未満]で長さ[1m未満] ⇒ 金属・不燃

○上記以外 ⇒ 津市リサイクルセンターへ自己搬入

※太さ[40cm以上]または長さ[3m以上]の物は搬入できません。

※自己搬入する場合は、自身で津市リサイクルセンターへ搬入して下さい。(重量によって、施設使用料がかかります。)

広報 津 平成28(2016)年3月1日号
「シロモチくんとゴーちゃんが語る津市政」より



撮影場所／津市リサイクルセンター

4月1日からごみの分別方法が変わります ～正しい分別でごみを減らしてきれいなまちづくりを～

ねえねえ、シロモチくん。ごみの出し方が変わるんだって？

4月1日からごみの分別方法が変わるんだ。その一つにはね、使用後に汚れがきれいに切り取れないレトルト食品やマヨネーズなどが入っていた容器包装プラスチックが燃やせるごみの日に出せることになるんだよ。

そうなんだー。

ゴーちゃんは使用済みの容器包装プラスチック



チェックってどうしてる？

洗ったり、拭き取ったりして汚れを取ってから出してるんだけど、中には汚れを落とすににくいものもあるからすごく手間がかかっているわ。

いつもきれいにしてくれているんだね。リサイクルに出された容器包装プラスチックの中には汚れが取り切れていないものが含まれていて、そういったものが混じっているときれいなものまで汚れてしまってリサイクルできなくなるんだ。そこで、汚れが取り切れない容器包装プラスチックはそのまま燃やせるごみとして出せるようにしたんだ。

燃やせるごみにしても大丈夫なの？

汚れた容器包装プラスチックは、リサイクルができないから、埋め立てていたんだけど、2年前から燃やすことができないか焼却試験を行ってきたんだ。その結果、排出されるガスに問題がなく、周辺への生活環境にも影響がないことが確認されたんだ。

これまで汚れを取りにくいものにかけていた手間が省けて便利になるのね。

そうだね。でもきれいに汚れが取り除けるものは、これまでと変わらず容器包装プラスチックとしてリサイクルに出してほしいんだ。

うん、分かった。ごみの出し方で他にも変わったところはあるの？

ペットボトルの収集が月1回から月2回に増えるんだ。

月1回の収集だと使用済みのペットボトルが増えてしまって困っていたけど、月2回収集になると助かるね。

それと4月1日から、新たに「危険ごみ」という分別が増えるんだよ。

危険ごみってなあに？

卓上カセットボンベやスプレー缶、使い捨てライター、蛍光灯、乾電池、水銀式体温計のことなんだ。

これまでも収集していたと思うんだけど、何が変わったの？



例えば、卓上カセットボンベやスプレー缶は、今まで穴を開けてから出していたんだけど、これからは穴を開けなくても出せるようになるんだ。

穴を開けずに出せると安全で手間もかからないからいいね。

そうだね。でも、今までどおり穴を開ければ金属の日にも出せるんだよ。それと、蛍光灯や水銀式体温計は割れないように、なるべくもともと入っていたケースや容器に入れた状態で出してほしいんだ。

気を付けるわ！ところで危険ごみはどれくらいのペースで出すことができるの？

3カ月に1回出すことができるんだ。4月1日から変わるごみの分別方法や収集の曜日など詳しい内容は3月16日発行の広報津と同時に



市内の全ての家庭に配布する「ごみ分別ガイドブック」と「家庭ごみ収集カレンダー」でお知らせすることになっているよ。

「ごみ分別ガイドブック」と「家庭ごみ収集カレンダー」をよく見て、ちゃんとごみを分別して出さないといけないね。

それと4月1日から新しいごみ処理施設がオープンするんだよ！

どんな施設なの？

白銀環境清掃センターが閉鎖されて、2つの新しい施設ができるんだ。1つは津市リサイクルセンターで、金属ごみや燃やせないごみなどを破碎・選別して資源化したり、環境や自然について学べる施設もあるんだ。

環境や自然のことも勉強できるのね。

もう1つは、津市一般廃棄物最終処分場だよ。津市リサイクルセンターで資源化できなかったごみのうち、燃やせないものを処理するところで、ごみの飛び散りや雨水を防ぐための屋根や遮水シートなどが備わった、周辺への環境に配慮した安全で安心な埋め立て処分施設なんだよ。

これからもごみを減らすために、みんなで正しく分別して、きれいなまちづくりを進めていこうね。



令和元年9月1日から

さんあ〜る

スマートフォンやタブレット端末で利用できる
ごみ分別アプリを配信スタート!for iPhone
for Android

ごみ出して迷ったことはありませんか?

- ・明日は何ごみの日だったかな?
- ・次の資源ごみの日はいつ?
- ・週末のごみ出し、忘れそう...
- ・このごみは何ごみに分別すればいい?
- ・津市へ引越してきたけど、ごみ出しルールがよくわからない。
- ・台風が来てるけど、今日はごみ収集してるかな?
- ・I'm not sure how to separate the garbage.

日本でのごみの出し方がよく
わかりません。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を使って簡単・手軽に解決!

スマートフォン等にアプリをダウンロード(無料)して、ごみの出し方等が簡単に確認できます

日本語を含め7か国語対応(英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語、ベトナム語)

ごみ分別アプリを導入し配信

- ・普及が進み、簡単・手軽に情報が入手できるスマートフォン等により、ごみ分別情報等をお知らせ
- ・特に津市のごみ出しルール・マナーに馴染みの少ない方々(学生、単身赴任者、外国人など)へ効果的にお知らせ
- ・年末年始、台風など緊急時におけるごみ収集に関する情報等を速やかにお知らせ

各種機能

○収集日カレンダー ○アラーム
○ごみ分別ガイド ○分別検索
○インフォメーション
○クイズゲーム など

導入に要した経費

193千円

(内訳) 初期導入手数料 54千円

サーバー使用料 139千円

※サーバー使用料は毎年度計上

アプリのダウンロードのしかた

アプリの
ダウンロード各ストアより「さんあ〜る」
で検索し、ダウンロードして
ください
下記のQRコードからも
ダウンロード可能ですDownload on the
App StoreANDROID APP ON
Google play

①「入手」をタップする



②順次地域を選択する

① 入手をタップして、「さんあ〜る」をダウンロードしてください。

※ 機種によっては、インストールと表記されます。

② お住まいの地域を選択してください。

※一部の地域は設定の際に市へのお問い合わせが必要です。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のご活用を!

Let's download the app "threeR" starting on September 1st.

日本語を含め7か国語で配信 (日本語以外の各言語のトップ画面)

【英語】

【スペイン語】

【ポルトガル語】

【中国語】

【韓国語】

【ベトナム語】



8. 環 境 8-(5) 大型家具等ごみ出し支援事業

①大型家具等のごみ出しの課題

介護を必要とされる方等のお困り事 地域懇談会などからの声

大型家具等を1m程度に壊すことが困難

大型家具等をごみ一時集積所まで運ぶことが困難

津市総合計画(第2次基本計画)

ごみの分別、ごみ出しに係る負担を軽減するための支援、社会状況に対応したごみの収集体制の充実に向けて取り組みます

目標 心やすらぎ住みよいまちづくり
基本政策1 環境にやさしい社会の形成 循環型社会の形成の推進

介護を必要とされる方等を対象として、
ごみ出し支援を実施

②大型家具等ごみ出し支援事業の概要 平成30年4月から開始

受付日時	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝・休日、年末年始を除く
対象世帯	「要支援認定者、要介護認定者、障がい者又は75歳以上の者」のみで構成される世帯
対象品目	長さの1辺又は直径が1m以上2m以下の大型家具等 タンス、書棚、食器棚、鏡台、マットレス、マッサージチェアなど
収集方法	市職員が直接対象世帯宅まで無料で収集に行きます
費用	無料



③大型家具等ごみ出し支援事業の対象者

H30年4月以降、市民ニーズに応え対象者を順次拡大

H30.10.1から 要支援1・2の方を対象者に加える

R1.7.9から 75歳以上の高齢者を対象者に加える

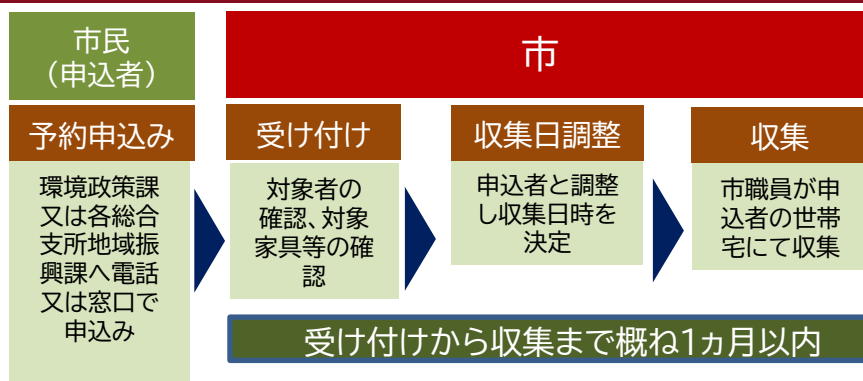
H30.4～	H30.10.1～	R1.7.9～
高齢者	高齢者	高齢者
75歳以上の高齢者	75歳以上の高齢者	75歳以上の高齢者
要支援1	要支援1	要支援1
要支援2	要支援2	要支援2
介護認定	介護認定	介護認定
要介護1	要介護1	要介護1
要介護2	要介護2	要介護2
要介護3	要介護3	要介護3
要介護4	要介護4	要介護4
要介護5	要介護5	要介護5
障がい者	障がい者	障がい者
身体障害者	身体障害者	身体障害者
精神障害者	精神障害者	精神障害者
知的障害者	知的障害者	知的障害者

「要介護1以上の者又は障がい者」のみで構成される世帯
※対象 約18,000世帯

「要支援1以上の者又は障がい者」のみで構成される世帯
※対象 約20,400世帯

「要支援認定者、要介護認定者、障がい者又は75歳以上の者」のみで構成される世帯
※対象 約29,900世帯

④大型家具等のごみ出し支援の申込みから収集までの流れ



ごみ収集の流れ



ポリバケツ等を2個用意する

自宅敷地内にポリバケツ等のふた付き容器を2個用意していただき「燃やせるごみ」「燃やせるごみ以外」の専用ステッカーを貼る。



収集日までにごみを出す

収集日までにポリバケツ内にごみを入れる。
※ごみは透明または半透明の袋に入れてください。



津市がごみを収集する

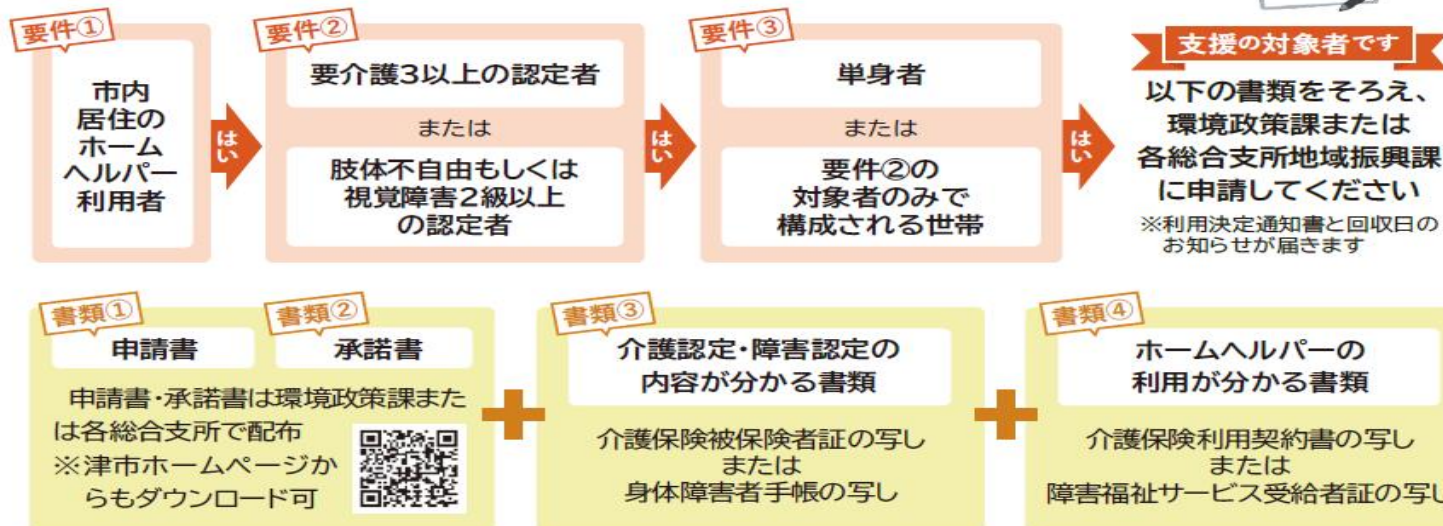
津市職員が決まった日に各世帯を回り、ごみを収集する。

- 燃やせるごみ…週1回
- 燃やせるごみ以外…月1回

支援対象・申請方法

対 象 要件①～③の全てに当てはまる人

申し込み 申請書・承諾書に必要事項を記入し、必要書類を添えて環境政策課または各総合支所地域振興課へ



【令和6年8月以降】津市ごみ出しサポート支援事業の対象を拡大

拡大内容
(8/1～)

- 1 介護認定を受けている方については、「要介護2以上」を対象に
- 2 世帯に「こども(高校卒業までの児童)」が含まれていても対象に
- 3 ホームヘルパー未利用者でも、「ごみ出し困難な状況」があれば対象に

対象世帯の要件

要件①

市内居住者で

ホームヘルパー
利用者

または

ごみ出し困難な
状況の人

要件②

介護保険法(平成9年法律第123号)第19条に規定する
要介護認定の要介護2から5までの認定を受けている人

または

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に規定する
肢体不自由1級または2級、視覚障害1級または2級の人

要件③

単身者

または

要件②対象者の
みの世帯

または

要件②の対象者と
こども(高校卒業までの
児童)のみの世帯

ごみ出し困難な状況とは

1 ごみ一時集積所までの経路の状況

- ① 自宅からごみ一時集積所までの距離が離れている(100m程度以上)
- ② 幹線道路など、交通量の多い道を横断する必要がある
- ③ ごみ一時集積所までの経路の中に、階段や急こう配の坂道がある

2 ごみ一時集積所の状況

- ① ごみ一時集積所が車道にあり、ごみ出しが危険である
- ② ごみ一時集積所の門扉の開閉に負担がかかる

3 支援対象者の状況

- ① ほぼ常時車いす利用や、病気の特性から移動に負担がかかる
- ② 病気や妊娠等により、一時的にごみ出しが困難である

市職員の調査により、1～3のような状況があると見られる場合に「ごみ出し困難な状況」と判断

令和5年11月1日号 広報津より



■ごみ収集有料化の動き

近年、家庭から排出される一般廃棄物の減量と資源化を図るため、ごみ処理を有料化する自治体が増加する中、津市は自主財源で賄うべき基礎的な行政サービスの一つとして、家庭ごみの無料収集を続けています。

■社会の変化に対応したごみ収集体制

自治体によって対応が分かれる大型のごみについても、津市は1メートル程度に分解するなど所定の方法でごみ一時集積所に出していただければ無料で回収しています。しかしながら、高齢や身体的なご事情により、ご自身で大きな家具を壊して分別することも、部屋から運び出すことも難しいというお声が次第に目立つようになってきました。

少子高齢化、核家族化の進行がその背景にあるだけに、早急に対策を講じなければ、今後、住まいから不要となったものを排出することがかなわず不便な暮らしを強いられるケースが多発する懸念があります。そこで、課題解決に向け、全ての市民を対象とした大型ごみ回収の有料化も選択肢の一つとするなど、制度改正も視野に議論を重ね、最終的に、無料収集を維持したまま、大型の家具などを分解し運ぶことが困難な方に重点的な福祉的支援を実施することにより、ごみ収集体制の充実を図ることになりました。

■大型家具などのごみ出し支援

平成30年4月、要介護認定者と障がい者のみの世帯からのご依頼に応じ、市職員がご自宅まで大型家具等のごみ収集に伺う制度を創設しました。同年秋に要支援認定者も対象に加え、翌令和元年7月には75歳以上の高齢者のみの世帯にも対象を広げたところ、5年間で、2,253件の依頼がありました。回収した5,582点のうち、利用可能な家具などは環境学習センターに展示し、ご希望の方が引き取るかたちで再利用を図っています。

■市職員が訪問することの安心感

ご自宅まで収集に伺うのは、環境事業課の専門職員たちです。家具の大きさから搬出方法と経路を慎重に見極め、安全に作業することに専心注力し、事故のないように緊張する中にも、依頼者との心の触れ合いから励ましをいただいております。

嫁入り道具の大きな2つのタンスの回収を申し込まれた高齢の女性は、職員が2つ目を運びだそうとした際に「ごめんなさい。やっぱりそのままにしておいてください」と、嫁入りダンスを一つは残しておきたくなったことを説明され、職員は「それじゃあ一つだけ、大切なタンスをいただいています」と、ご自宅を後にしました。後日、女性から「ごみに出した古いタンスなのに『大切なタンスをいただいている』と言って丁寧に運んでくれて、とても温かい対応だった」と、お礼の電話を頂戴しました。

ある自治会長さんは、足腰が弱られても一人でお住まいの高齢の女性宅の生活スペースが、使わない洋服ダンスや机で手狭になっていることを気にかけて、この制度の利用を提案されました。収集にも立ち合わせ、訪問した職員が作業の流れを丁寧に説明して不安を取り除き、迅速に搬出した後、広々とした部屋を見た女性の表情がパッと明るくなったことに安堵しておられました。

■一時集積所まで運ぶことが困難な場合

要介護認定を受けている方や障がい者の方から寄せられるお声は日常のごみ出しにも及んでいます。特に、ホームヘルパーの支援を受けている要介護3以上の方や肢体不自由1、2級、視覚障害1、2級の方にとって、ごみをご自身で集積場まで運ぶことは非常に困難です。日々のごみ出しの援助が必要であるにもかかわらず、家族が遠方に住まれ、ヘルパーもごみ出しの時間に訪問できないとなると、ごみ出しの手立てがなく、ご自宅での生活に支障をきたしてしまいます。

■日常ごみのごみ出し支援を始めます

津市は日々のごみ出しが困難な方への新たな支援策として、戸別収集をご希望になる方のご自宅に市職員が訪問してごみを回収するサービスを始めます。ご自宅の敷地内に設置された蓋付きの容器から、燃やせるごみを週1回、それ以外のごみを月1回、収集します。まずは、2人の職員が1台の清掃作業車で4つのエリアを毎週回っていくこととします。来年4月からの開始に向け、先月末より、サービス利用申請の受付を始めました。

■全ての市民が暮らしやすいまちに

社会情勢の変化を受け人々の生活スタイルも驚くほどのスピードで変容しています。このたび新しく始める日常ごみの支援制度についても、ご利用になる方のお声と担当職員の意見をもとに改善を加え、真にお役に立ち暮らしの安心につながる施策となるよう図ってまいります。

再商品化計画に基づくその他プラスチックの再商品化を開始 ～分別収集量は全国1位～

再商品化計画に認定制度

令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことに伴い、市町村では、「容器包装プラスチック」以外のプラスチック（その他プラスチック）のリサイクル（再商品化）が努力義務となりました。

津市では、ごみ処理施設の能力等を踏まえ、その他プラスチックの再商品化を行うための計画「再商品化計画」を作成し、国から認定される方法で再商品化を行うこととしました。

津市の再商品化計画の優位点

津市では、平成16年から「その他プラスチック」の分別収集を開始していたため、他の自治体と比べて、排出方法が市民に定着している。また、大きさやプラスチックの材質（PPやPEのみ等）の制限を設けている自治体もあるが、津市では、このような制限を一切設けていないため、家庭から排出される、全てのその他プラスチックの再商品化が可能。

再商品化計画に基づく「その他プラスチック」の分別収集見込み量ランキング（上位3自治体）

自治体	再商品化計画開始日	分別収集見込み量	人口（R6.4.1）	1人当たりの分別収集見込み量
津市	R6.6.1	1,470t	269,669人	5.45kg/人
仙台市	R5.4.1	1,456t	1,092,708人	1.33kg/人
京都市	R6.4.26	891t	1,436,247人	0.62kg/人



「その他プラスチック」の再商品化を開始！

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機に、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進させるため、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。プラスチックの資源循環に向けては、事業者・消費者・国・地方公共団体など全ての関係者が、相互に連携しながら取り組むことが必要とされています。法律の施行に伴い、津市では令和6年度から、家庭から排出された「その他プラスチック」の再商品化(リサイクル)を開始しました。

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 ☎229-3354

脱炭素に向けた新たな取り組み

その他プラスチックの再商品化(リサイクル)

家庭から排出された「その他プラスチック」を、三重中央開発(株)がペレット(粒状のプラスチック)へと再商品化します。ペレットは、製造業者によりプラスチック製のパレット(荷台)や杭などに製品化されます。



脱炭素に向けたこれまでの取り組み

ペットボトルの水平リサイクル

令和4年8月に行った「津市脱炭素宣言」の具体的なアクションとして、協栄J&T環境(株)・サントリーホールディングス(株)・サントリー食品インターナショナル(株)と協定を締結し、昨年度から市内で排出されたペットボトルの水平リサイクルを実施しています。



1年間で584t(2,400万本相当)のペットボトルを水平リサイクル！

津市のプラスチックごみの処理方法



サマールリサイクルとは一廃棄物を燃やす時に発生する熱を再利用すること

※PP=ポリプロピレン PE=ポリエチレン

「容器包装プラスチック」は、スナック菓子のように、袋にペレット化に適さないアルミフィルムが含まれていたり、汚れが気泡となってペレットに現われたりする場合があります。一方で、「その他プラスチック」はリサイクルを阻害するものが少なく、高品質・高価値のペレットを生成することができます。

これは「その他プラスチック」を単独で収集している、津市の大きな特徴です！



バーチャル工場見学！～三重中央開発(株)のペレット化処理～



8. 環境 8-(7)-③【市長コラム】他プラリサイクル、始動



他プラリサイクル、始動

津市長 前葉 泰幸



■プラスチックごみの扱いに苦慮する市町村

プラスチックは、その高度な機能が私たちの日常生活に利便性と恩恵をもたらす一方で、適正な廃棄処理がなされない場合、海洋汚染や気候変動への影響など地球規模の環境問題を引き起こす、取り扱いの難しい素材です。

石油由来のプラスチックごみは、石炭、石油、LPGなどの化石燃料に肩を並べるほどの高い発熱量を持ち、焼却炉を傷める原因となります。燃焼温度の変動、塩分混入によるダイオキシン、塩素ガス発生懸念もあることから、やむなく埋め立て処分を選択しても、軽くてかさばる上に分解性が低い最終処分場の短命化は避けられません。

■家庭ごみの5割を占める容プラ・ペットのリサイクル

大量生産、大量消費型社会の下で増加の一途をたどったプラスチックごみの処理方針がようやく定まったのは平成12(2000)年に容器包装リサイクル法(容リ法)が完全施行されてからのことになります。

これまで自治体の責務とされてきた廃棄物の処理に、初めて製造・利用事業者の責務を導入した画期的な法律に基づき、消費者である市民が分別して排出した容器包装プラスチック(容プラ)を市町村が収集し、容器の製造者や容器包装を用いて中身の商品販売する事業者などが再商品化費用を負担するという3者の役割分担の下、プラスチックごみを削減し循環型社会を目指す制度が構築されました。

現在、津市が回収する容プラは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(容リ協)を通じて再生樹脂などにリサイクルされ、ペットボトルは、雲出鋼管町の民間工場との直接契約の下で新しいペットボトルに水平リサイクルされています。

■未解決の他プラ

容リ法の対象外となったポリバケツ、ビニールシート、歯ブラシなどの非容器包装プラスチック製品に

ついては、ほとんどの自治体が分別を廃止して焼却ごみ、あるいは埋め立て系のごみに合流させましたが、津市は「その他プラスチック(他プラ)」単独での分別収集を維持したまま白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を続けました。平成28(2016)年に津市リサイクルセンターの供用が始まると焼却処分に切り替え、ごみ発電の売電量アップや場内給湯などの熱利用を図りました。

■他プラの循環利用を促すプラ新法

日本ではプラスチックごみを焼却し熱エネルギーとして再利用するサーマルリサイクルの手法が広く採用されていますが、欧米基準では単なる熱回収としてリサイクルとはみなされないのが現実です。

プラスチックごみをそのままプラスチック製品に生まれ変わらせるマテリアルリサイクル、化学的に分解してプラスチック製品の原料に変えるケミカルリサイクルへの移行が加速する世界的な潮流に対応し、政府はプラスチック資源循環戦略を強力に推進することを決定しました。

令和4年4月、容器包装以外のプラスチック(津市の区分では他プラ)の再商品化を促進するため、分別回収を市町村の努力義務とする新しい法律「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)」が施行され、市町村には他プラを再商品化する2つの手法が示されました。

一つは、指定法人である容リ協に再商品化を委託する方法であり、もう一つは、市町村が再商品化事業者と連携して独自に策定する再商品化計画を国から認定を受けて実行する方法です。

容リ法と大きく異なる点は、容プラのリサイクル費用は事業者が負担するのに対し、他プラの再商品化に要する費用は市町村の負担であることです。国からの財政支援があるとはいえ、自治体は新たに発生する他プラのリサイクルコストを慎重に検討する必要があります。

津市は、事業者と再商品化の手法を選べない容リ協を通さず、直接、事業者との折衝を開始しました。隣の伊賀市に事業所を持つ三重中央開発(株)には、ごみ焼却場の焼却灰、リサイクルセンターでの処理が困難なコンクリート、石こうボードなどの廃棄物、最終処分場の浸出水処理において発生する汚泥の処理業務を委託しています。同社は、他プラを固形燃料化する以外にプラスチック製品の原料とな

るペレットに加工する技術も有しており、近隣に同様の廃棄物処理が可能な事業者は存在しません。処理費用については、容リ協ルートが1トン当たり6万6,205円であるのに対し、輸送距離が40kmと比較的短いことも功を奏し、5万6,267円と1万円ほど安価となることが判明しました。試算では、年間8,595万円と見込まれる追加コストに対し、ほぼ全額にあたる8,533万円の特別交付税の交付が見込まれます。

津市は、三重中央開発(株)を再商品化事業者とする他プラのマテリアルリサイクルを始めることを決め、今年5月17日、環境大臣と経済産業大臣にプラ新法に基づく再商品化計画を提出しました。この計画は5月30日付で認定され、6月1日からプラスチック資源循環先進自治体に全国で16番目に仲間入りしました。

■他プラ分別収集量日本一

津市の他プラの分別収集見込み量は1,470トン。再商品化計画の認定を受けた自治体の中ではトップに位置します。2位に人口109万人の仙台市(1,456トン)、3位に143万人を擁する京都市(891トン)と続きますが、人口27万人の津市が日本一の理由は、市民の皆さまの徹底した分別の成果にほかなりません。

これまで他プラの分別回収を行わず可燃ごみとして回収してきた多くの自治体は、プラ新法の施行を受け、他プラを容プラに交えてプラスチックごみとして一括回収するルールに改めました。住民が新たな分別方法に慣れるまで多くの回収は見込めない一方で、他プラの分別回収が市民にしっかりと定着している津市は、再商品化事業者から「津市の他プラから生成されたペレットは、他の自治体の容プラと他プラの混合ラインから作られるペレットよりもはるかに品質が優れているとして引き合いが多い」と評価されています。

純度の高い津市の他プラの再商品化率は54%。他の先行自治体が50%以下であるのに対し抜きん出て高く、CO₂の年間排出量は、これまでの3,928トンから1,112トンへと72%削減されます。削減量の2,816トンは、津市における2013年度のCO₂総排出量7万3,822トンの3.8%に相当します。市民の皆さまの高い分別意識と事業者の高度な技能が織りなすプラスチック資源の好循環により、2050年カーボンニュートラル実現に向けた取り組みが大きく前進することに心から感謝いたします。

8. 環 境 8-(8) 再生可能エネルギー普及促進施策

再生可能エネルギーとは・・・

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や風力などを利用した自然エネルギーと廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーに大別され、これらは資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しません。

主な取り組み

■津市新エネルギー利用設備設置費補助制度（令和7年度当初予算1,500万円）

・交付対象

設備名	設置先	対象出力等	補助金額
太陽光発電	個人住宅・共同住宅・事業所 自治会集会所	5kW以上10kW未満	6万円
		10kW未満	21～70万円
小型風力発電	個人住宅・共同住宅・事業所・自治会集会所	200W以上	6万円
エネファーム	個人住宅・共同住宅・事業所・自治会集会所	(一社)燃料電池普及促進協会の指定する機器	6万円
定置型蓄電池	個人住宅・共同住宅・事業所・自治会集会所	国の補助金における対象設備 ※ 太陽光発電システムと同時設置の場合のみ対象	6万円
電気自動車等充電設備 (V2Hシステム)	個人住宅・共同住宅・事業所・自治会集会所	国の補助金における対象設備 ※ 太陽光発電システムと同時設置の場合のみ対象	6万円

・補助実績（平成18～令和5年度合計） 交付件数4,620件、交付金額34,655万円 ※出力合計19,432kW、予想発電量約2,334万kWh（約5,600世帯/年間消費電力量）

■公共施設等への新エネルギー（太陽光発電）の率先的導入

・導入実績（平成18～令和5年度） 津リージョンプラザほか31施設 ※出力合計435.1kW、予想発電量約70万kWh（約170世帯/年間消費電力量）

■白銀環境清掃センター跡地メガソーラー発電事業 ※発電出力約2,000kW 予想発電量約320万kWh（約770世帯/年間消費電力量）

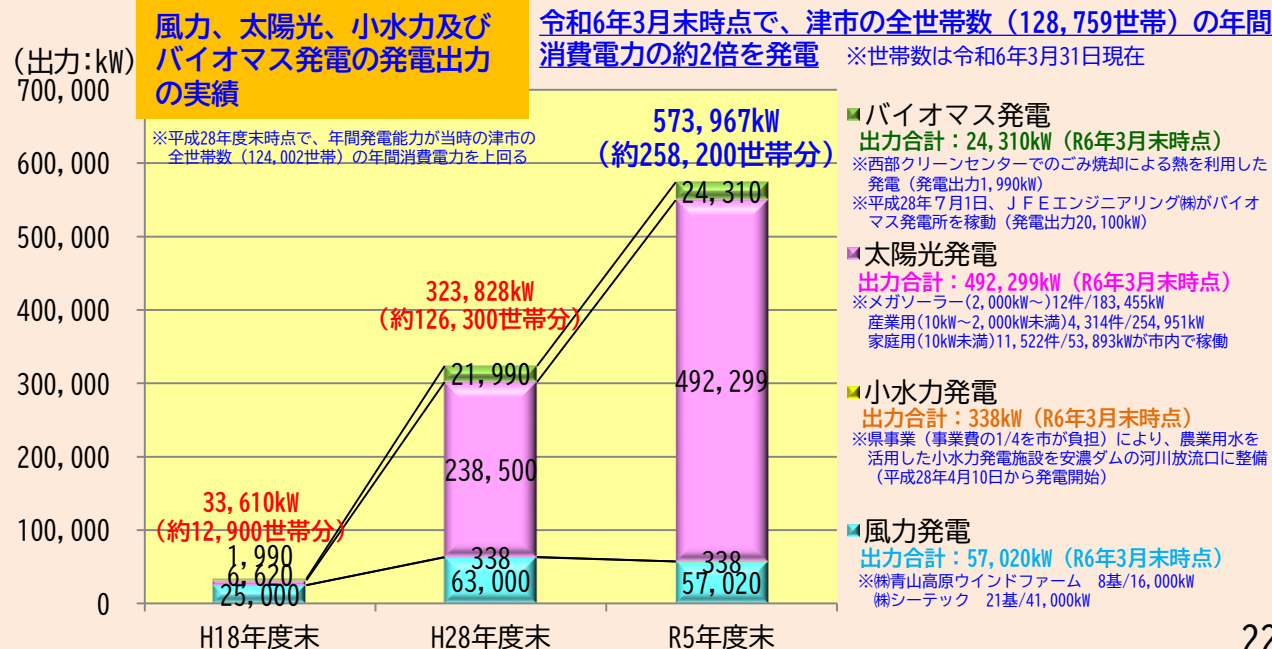


～ 市域内における再生可能エネルギーの普及状況 ～

再生可能エネルギー設備導入量が
全国3位（R6.3、535.4MW）
※資源エネルギー庁発表資料より

本市における再生可能エネルギーの原点 ～ 風力発電 ～

- 旧久居市において、青山高原に風力発電施設を4基（出力合計3,000kW）建設（平成10年2月着工、平成11年5月完成、平成24年7月に民間事業者に売却）
- 平成11年度に自治体として財団法人新エネルギー財団の「新エネ大賞」を受賞
- その後の青山高原周辺への民間事業者による事業参入を促進し、日本最大級の風力発電施設群の礎となる



バイオマス産業都市とは

地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域

平成25年度から国の関係7府省(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)が共同でバイオマス産業都市の構築を推進

津市での取組

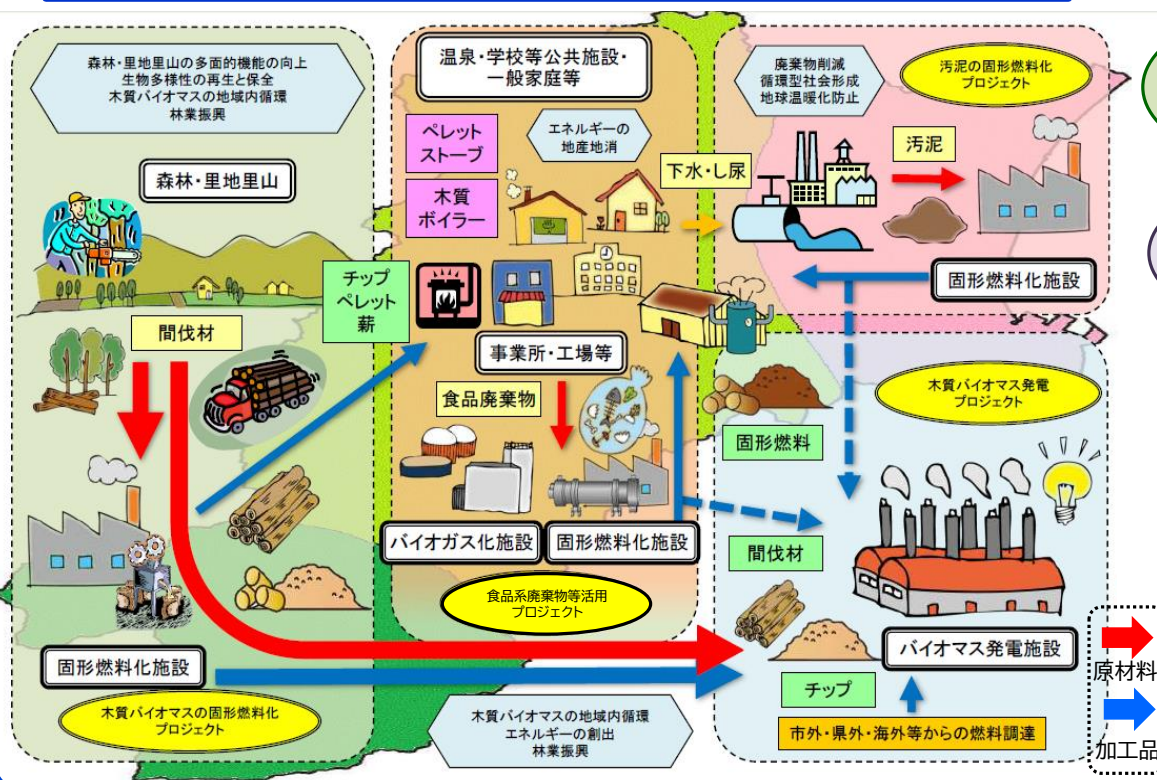
平成25年11月

津市バイオマス産業都市構想を策定

バイオマス産業都市に決定

【平成25年12月】
バイオマス産業都市構想に応募
【平成26年3月28日】
国から選定地域として決定

津市バイオマス産業都市構想～全体概要図～



将来プロジェクトの概要

バイオマス発電プロジェクト

主として木質燃料を使用する発電事業

食品系廃棄物等活用プロジェクト

事業所系有機性汚泥や食品系廃棄物のエネルギー化

木質バイオマスの固形燃料化プロジェクト

間伐材等を原料とした固形燃料化

汚泥の固形燃料化プロジェクト

汚泥(下水・し尿)を原料とした固形燃料化

事業化を支援

【国】津市に立地した企業に対し、関係7府省が連携して事業化を支援
【津市】平成26年度新規事業として「木質バイオマス利用促進事業補助制度」を創設、企業進出に関する総合調整・課題解決等

バイオマス発電プロジェクト
進出企業決定

津市とJFEエンジニアリング(株)
平成26年9月22日付けでバイオマス産業都市構築に関する包括連携協定を締結

津市地域脱炭素宣言 ～我々は、具体的な脱炭素行動を実践・実行・実施していきます～

地球温暖化の影響とみられる気候変動によって、近年、甚大な自然災害が頻発し、私たちの生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしています。このままでは、人間と地球上のすべての生命体が多く、のリスクにさらされます。2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるように努力する」との目標と、今世紀後半までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが必要であるとの認識が示され、世界全体がカーボンニュートラルに取り組んでいます。

しかし、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、令和3年8月の第6次評価において、人間活動の影響で地球が温暖化していることは「疑う余地がない」とした上で、現状の取組では、目標の達成は極めて困難であることを示しました。気候危機を回避するためには、カーボンニュートラルの取組をさらに加速させる必要があります。

私たちのまち津市は、緑あふれる山並み、恵みを育む清流や河川、南北に延びる美しい海岸線などの豊かな自然と都市機能が共存する素晴らしいまちです。先人たちの叡智と努力によって築き上げられ、守られてきたこれらの環境は、私たちの大切な財産として、未来を担う次世代に、より良い状態で確実に引き継いでいかなければなりません。

市域の約6割を占める森林が温室効果ガスの吸収に貢献し、市内の全消費電力量の5割以上を再生可能エネルギーで賄える津市は、このポテンシャルを活かし、世界規模で喫緊の課題となっている地球温暖化対策を地域の課題解決の機会とも捉え、地域の未来に責任を果たすべく、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロの達成に挑みます。

我々は、資源循環、省エネルギー・蓄エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及、森林環境保全等の地域脱炭素に資するあらゆる分野において、行動し続けることに共感する市民、事業者、団体等のあらゆる主体とともに脱炭素行動を実践・実行・実施していくことで、脱炭素社会を実現していきます。

令和4年8月19日

津市長 前 葉 泰 幸

令和4年10月1日号 広報津より

市長
コラム
Vol.125(2022.10.1)
Mayor's Column

ペットボトルから始まる
ゼロカーボンアクション

津市長 前葉 泰幸



2016年、政府は2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度の水準から26%削減することを目標に定めました。

全国の自治体は地域の地球温暖化対策に率先して取り組み、住民や事業者をリードすることが求められています。津市は市域の6割を占める森林を整備することによるCO₂吸収量の確保と再生可能エネルギーの普及強化による温室効果ガスの排出抑制の両面から対策を講じてまいりました。

白銀環境清掃センター跡地へのメガソーラー発電設備の誘致や西部クリーンセンターでの廃棄物焼却に伴う余熱利用発電、風力、小水力、バイオマス発電設備の導入促進や新エネルギー利用設備の設置費補助などを実施してきたことにより、市内の全電力消費量の55%を再生可能エネルギーで賄い、市町村設備量ランキングでは全国3位となっています。

■世界の潮流2050年カーボンニュートラル

2020年10月、国が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言すると、地方自治体の役割はさらに重要視されるようになりました。

2050年カーボンゼロの実現に向け、2030年度までの温室効果ガス削減目標を2013年度比マイナス26%から46%に引き上げ、さらに50%の高みに向け挑戦を続ける政府の決意はこれまでの目

標を7割以上引き上げることを意味します。しかしながら、これは決して容易なことではありません。野心的ともいえるこの新しい目標への道筋をつけるためには、国民、企業、行政がよりよい未来を選択する行動を直ちに開始するだけでなく、国と自治体が連携して脱炭素社会への移行策を強力に推進していくことが必要不可欠です。

■行動で示す目標達成への志

本年8月19日、津市は2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロの達成に挑む「津市地域脱炭素宣言」を発表し、同日、その具体的な取り組みの第1弾として、民間企業3社とペットボトルのリサイクルに関するパートナーシップ協定を締結しました。

国内の使用済みペットボトルは、衛生上の観点から卵パックや衣類などの原料となって使用後に焼却処分されるものが多くを占めていますが、半永久的にペットボトルの再生を繰り返す水平リサイクルの原料となる場合は、原油からの生産に比べ63%のCO₂削減効果が見込まれます。

これまで市が資源物として収集した使用済みペットボトルは、入札を経てリサイクル業者に引き取られていました。そのため、市がペットボトルの再生用途を指定することはできませんでした。来年度からは、協定に基づいて、津市の使用済みペットボトル全てを協栄J&T環境(株)が購入し、雲出の自社工場で再生ペットボトルの原料に加工してサントリーグループに納入します。これにより年間600トンの使用済みペットボトルは2,500万本の新しいペットボトルに生まれ変わる計算になり、津市の温室効果ガス削減目標に大きく寄与します。同時に、再生先の可視化により市民の皆さまにゼロカーボンアクションを身近に感じていただける効果も期待されています。

■マッチングが生み出す脱炭素事業

ペットボトルリサイクル事業のパートナーシップ協定は、本年4月に執り行われた工場の開所式でのご縁がきっかけでした。

高い品質が求められる100%リサイクルの飲料用ボトル原料を製造する西日本PETボトルMRセンターのお披露目の場には、飲料メーカーはもとより日本を代表する企業の数々が取引先や事業関係者として集結し、最先端の加工技術への社会的関心の高さがうかがえました。

そこで同席することとなったサントリーは、環境に配慮した包材開発と導入に力を注ぎ、日本国内の使用済みペットボトルの水平リサイクル率の引き上げに多大な貢献をしている企業です。

地域の脱炭素に責任を持つ自治体と飲料業界の先陣を切って環境対策を進める企業とが対話を深め、パートナーシップ協定締結の提案をいただいたことで、これまで再生用途が定まらなかった津市の使用済みペットボトルを永続的な資源の循環利用システムに組み込むことが可能になりました。

価値観を同じくする主体が集い、情報交換と共創を可能にする空間が常在すれば、アイデアが私たちに変わる可能性は格段に高まります。そこで津市は、本年度末までに地域脱炭素の推進を図るプラットフォームをウェブ上に設置することにしました。多くの事業者、団体、市民が自由に集うオンライン上で積極的な取り組みや一定の成果を上げている事例を紹介するなど、あらゆる関連情報を集約し、多様な主体の出会いが連携と協働に発展する機会を創出します。

■地域脱炭素宣言で広がる可能性

津市域の未来に責任を持つことを示した地域脱炭素宣言の後、既にいくつかの事業者、団体が賛同のご意思をお寄せくださっています。津市は今後も積極的に共に行動を起こしてくださる皆さまとパートナーシップ関係を構築し、脱炭素社会の実現に努めてまいります。

津市地域脱炭素宣言のもと、地域の未来に責任を果たすべく実践していきます。

地域脱炭素(2050年カーボンニュートラル)を実現するための取組

- (1)環境に配慮した賢い選択と行動を最優先に考える価値観が波及、浸透する取組(Act Wisely)
- (2)行政、事業者、団体、市民等のあらゆる主体が協力・連携する取組(Partnership)
- (3)地球温暖化対策を地域課題の解決の機会と捉えた取組(Globally)
- (4)本市が持つ地域ポテンシャルを活かした取組(Locally)
- (5)持続的都市の発展や公共サービスの向上を目指した取組(Sustainability)

津市域における
脱炭素行動を
実践・実行・実施

地域脱炭素を推進するための行動

2022年

2030年

2050年

【Ⅰ】 脱炭素に関する価値観の波及

【Ⅱ】 行動の変容、連携・協力の創出

【Ⅲ】 脱炭素ムーブメントの伝播

脱炭素効果の増幅

地域脱炭素社会

地域の未来へ
責任を果たします

- ・ 気候危機回避へ貢献
- ・ 地域課題解決
- ・ 持続的都市の発展

など

【I】 脱炭素に関する価値観の波及

1 連携・協力

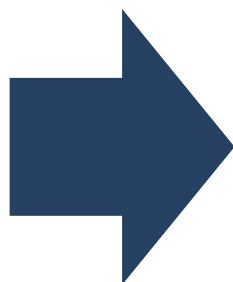
- ▶カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進に関し、共に実践する主体とパートナーシップを合意形成し、連携・協力体制を構築
- ▶連携・協力のパートナーを増やしていくことで、地域脱炭素の取組を増幅

2 地域脱炭素推進プラットフォームの設置(令和5年3月3日～)

価値観を同じくする主体が集い、情報交換と共創を可能にするためのプラットフォームを市が設置

① 津市ホームページを活用した
情報発信
【プラットフォームポータルサイト】

② あらゆる主体との連携・協力
【2050カーボンニュートラル
ミーティング】



ローカルイノベーションの創出

※ ローカルイノベーションとは…
津地域の特色を生かした新しい技術・
仕組・サービス・連携・価値観などを
もたらす変革

3 その他

- ▶津市地域脱炭素推進会議の設置
 - ・部長級職員で構成する会議により、庁内の推進体制を構築
- ▶地域脱炭素啓発事業
 - ・地域脱炭素に資する取組等の情報提供や啓発物品の配布等による、市民の価値観の醸成及び行動変容の促進

【Ⅱ】 行動の変容、連携・協力の創出

取組区分 \ 行動	これまでの取組 (今後も継続)	新たに展開する取組
効率化 ① 省エネ・省資源	・資源循環、3Rの推進 ・地産地消の推進 ・グリーンカーテンの推進 など } 啓発	・資源循環に関する新技術の活用 ・エネルギーの地産地消の拡大 ・ZEH(ネットゼロ・エネルギー・ハウス) 等の推進 など
置換 ② 再エネ導入	・新エネ補助事業による普及促進 ・白銀跡地へのメガソーラー誘致 ・バイオマス発電の推進 ・西部焼却施設サーマルリサイクル など	・環境に配慮した再エネ設備の導入促進 ・蓄電設備の導入促進 ・イノベーションにより社会実装される 再エネの活用 (水素、アンモニア、メタン) など
吸収 ③ CO2吸収量増加	・森林の整備促進	・森林環境譲与税を活用した森林整備 ・木材の利用促進 ・炭素貯留を目的とした木造建築物の 建築促進 ・事業所等から排出される温室効果ガスの CCUS など

【Ⅲ】 脱炭素ムーブメントの伝播

脱炭素に関する価値観を共有する、あらゆる主体と連携・協力して、脱炭素行動を広げ、脱炭素社会を実現していきます。

【Ⅳ】カーボンニュートラルの実現に向けたパートナーシップ協定の締結状況①

#1 プラスチック資源循環の推進

【協定締結先】

- ・協栄J&T環境株式会社
- ・サントリー食品インターナショナル株式会社
- ・サントリーホールディングス株式会社

【協定締結日】

令和4年8月19日



【協定の内容】

ペットボトルの「ボトル to ボトルリサイクル(水平リサイクル)」の推進を通じた循環型社会の形成による二酸化炭素排出量の削減

#2 脱炭素経営の推進

【協定締結先】

- ・株式会社百五銀行

【協定締結日】

令和4年9月30日



【協定の内容】

情報提供や事業者間の意見交換の場づくりを通じた市内事業者の脱炭素経営の促進

#3 羽毛製品リサイクルの推進

【協定締結先】

- ・河田フェザー株式会社
- ・社会福祉法人三重県共同募金会
津市共同募金委員会
- ・社会福祉法人津市社会福祉協議会

【協定締結日】

令和4年11月14日



【協定の内容】

羽毛製品リサイクルの推進を通じた循環型社会の形成による二酸化炭素排出量の削減及び市域の社会福祉への貢献

#4 プラスチック資源循環の推進

【協定締結先】

- ・ジット株式会社

【協定締結日】

令和5年1月17日



【協定の内容】

使用済みインクカートリッジのリユース・リサイクルの推進を通じた二酸化炭素排出量の削減及び収益の一部を地域福祉に還元

【Ⅳ】カーボンニュートラルの実現に向けたパートナーシップ協定の締結状況②

#5 森林の維持管理・保全及び活用の推進

【協定締結先】

・中勢森林組合

【協定締結日】

令和5年5月9日

【協定の内容】

- ・森林が持つ二酸化炭素吸収源としての公益性の啓発
- ・森林整備の推進による二酸化炭素吸収量の増加



#6 熱中症対策を通じたカーボンニュートラルの実現

【協定締結先】

・大塚製薬株式会社

【協定締結日】

令和5年5月26日

【協定の内容】

市内の各団体及び本市職員が、気候変動への適応策となる熱中症対策に関する正しい知識を習得し普及することにより、環境に配慮した賢い選択と行動を波及浸透させる



#7 次世代自動車の活用及び普及促進

【協定締結先】

・三重トヨペット株式会社

【協定締結日】

令和5年10月13日

【協定の内容】

次世代自動車の有益性を啓発するとともに、津市域における次世代自動車の普及を促進することによる二酸化炭素排出量の削減



#8 リユース活動の推進

【協定締結先】

・株式会社ジモティー

【協定締結日】

令和5年11月1日

【協定の内容】

津市と(株)ジモティーそれぞれが持つ資源や機能を活用し、リユース活動の推進による二酸化炭素排出量の削減に寄与するとともに住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進



【Ⅳ】カーボンニュートラルの実現に向けたパートナーシップ協定の締結状況③

#9 電気自動車及び再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくり

【協定締結先】

- ・日産自動車株式会社
- ・三重日産自動車株式会社

【協定締結日】

令和6年1月16日

【協定の内容】

- ・市主催・共催の環境イベント等における電気自動車の展示
- ・災害時の避難所への電気自動車貸出



#10 再生可能エネルギーの普及促進

【協定締結先】

- ・アイチューザー株式会社

【協定締結日】

令和6年3月27日

【協定の内容】

太陽光発電設備等共同購入事業の実施による市域における再生可能エネルギー設備の普及促進



#11 省エネルギー設備の普及促進

【協定締結先】

- ・東邦瓦斯株式会社

【協定締結日】

令和6年5月17日

【協定の内容】

家庭用燃料電池システム(エネファーム)による二酸化炭素排出削減量からの環境価値創出プロジェクトを通じた市域の脱炭素化の推進



#12 市域におけるカーボンニュートラル社会構築のための情報収集・共有及び発信

【協定締結先】

- ・JFEエンジニアリング株式会社

【協定締結日】

令和7年1月31日

【協定の内容】

市域においてカーボンニュートラル化に取り組む事業者等への情報提供 等

